

議案第45号

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を次のとおり定める。

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例

(市長の給料の減額)

第1条 令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間における市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第27号。以下「条例」という。)第3条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の月額から当該額に10分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項の給料の月額は、条例第3条第1号に規定する額とする。

(副市長の給料の減額)

第2条 令和元年10月1日から令和元年11月30日までの間における副市長の給料の月額は、条例第3条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する給料の月額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月5日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

市長及び副市長の給料の月額を減額するため、地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。